

下水道の使用に係る各種制度

トイレの水洗化に関する助成制度

公共下水道を利用できる方が、くみ取り式便所から水洗トイレへ改造するときに利用できる助成制度があります。

融資を受けて工事を行う場合

札幌市水洗化資金融資あっせん制度

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 水洗化改造資金助成制度(補助金)を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。
※札幌市が指定する金融機関へあっせんした後に、金融機関が融資審査し、融資を実行します。

融資条件

利 率	無利子
融資限度額	50万円 ※但し、工事対象のくみ取り式便所が2基以上の場合は70万円
融 資 期 間	3年以内
償 還 方 法	元金均等割賦返済(※金融機関への返済となります。)

自己資金で工事を行う場合

水洗化改造資金助成制度(補助金)

利用できる方

- (1) 指定工事業者の施工により、既設のくみ取り式便所から水洗化等改造工事を行う方
 - (2) 札幌市水洗化資金融資あっせん制度による融資を利用しない方
- ※上記以外の要件もありますので、詳細につきましては、下記担当課までお問い合わせください。

補助金額

処理区域になってから1年以内または処理可能区域	トイレ1基につき	2万3千円
処理区域になってから1年を超え2年以内	トイレ1基につき	1万7千円
処理区域になってから2年を超え3年以内	トイレ1基につき	9千円

●問い合わせ先 **事業推進部 排水指導課** (☎011-818-3422)

私道の公共下水道、排水設備設置に関する制度

市が整備する公共下水道は、公道区域を対象としていますが、私道に対しても、一定の条件を満たす場合に限り、公共下水道を整備することができ、あるいは、排水設備の設置に対して、資金の補助及び受託施工することができます。

制度名	公共下水道枝線管きょ設置基準要綱 (私道に公共下水道を整備する場合)	私道排水設備工事補助制度 (私道に私設の排水設備を整備する場合)
道路条件	建築基準法に基づく指定道路など	通路(私道として非課税、減額補正されているもの)
幅員	2.7m以上	2.7m以上
設置要件	土地所有者の使用承諾	土地所有者の使用承諾
利用戸数	2戸以上	2戸以上(市街化調整区域は4戸以上)
存続年数	—	10年以上
工事施工	札幌市	札幌市(受託施工)
維持管理	札幌市(公共下水道施設)	使用者(私有排水設備)
補助金額	全額市費	工事費の4/5

●問い合わせ先 **事業推進部 排水指導課(窓口調整担当)** (☎011-818-3462)

下水道の使用上の注意

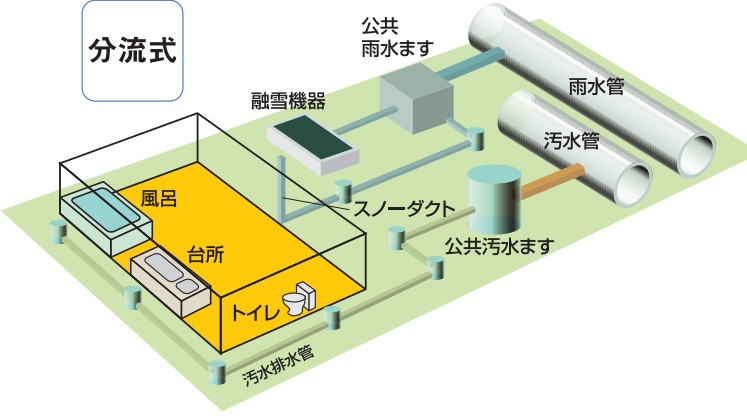
下水道に流してはいけないものがあります。

調理後の油を下水に流すと、下水道管を詰まらせたり、下水処理に支障をきたしたりします。このため、油は下水道へ流さずに、新聞紙などを使って吸い取るか、油固化剤で固形化して燃やせるごみとして出してください。

また、トイレトーパー以外の水に溶けない紙や髪の毛などのごみは下水道管のつまりの原因となりますので、下水道には流さないでください。

分流式区域の誤接続にご注意ください。

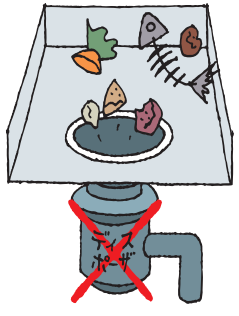
分流式区域で、汚水・雨水の接続を間違えると、雨水や融雪水によって污水管から水があふれたり、下水処理に支障をきたしたり、処理されていない下水がそのまま川へ流れて環境を汚染したりすることになります。分流式区域で下水道に接続する際、汚水・雨水は正しく接続してください。また、誤接続を発見した際は、すみやかに接続替えをしてください。



ご注意ください!

単体ディスポーザは設置できません。

生ごみを砕いてそのまま下水道へ流してしまう「単体ディスポーザ」を使用すると、下水道がつまり腐敗して悪臭を放つほか、下水処理にも支障をきたし、河川汚染の一因となりますので、札幌市では「単体ディスポーザ」の設置を禁止しています。設置した場合は、札幌市下水道条例に基づき処分される場合があります。



排水設備の点検商法にご注意ください。

最近、各家庭を訪問して、札幌市と関連があるような紛らわしい営業活動をし、排水設備に関する点検・清掃・修繕を巧みに勧める業者がいます。札幌市では、排水設備の点検・清掃・修繕を行ったり、業者に委託したりすることはありませんので、ご注意ください。



●問い合わせ先 **事業推進部 排水指導課** (☎011-818-3422)